

全実協 27 第 4 号
平成 27 年 4 月 20 日

一般財団法人全国大学実務教育協会
会員校代表者各位

一般財団法人全国大学実務教育協会
代表理事・会長 森脇 道子



観光ビジネス実務士資格認定に関する規程及び
教育課程ガイドライン等の一部改正について（ご通知）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本協会に対しまして格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協会は「実社会の変化に対応する実務教育・キャリア教育に関わる認定事業を推進し、その質保証をはかる」ため、平成 25 年度から中長期視点にたった資格改革に取り組み、その第一弾として改善が急がれる課題を検討し、会員校からご要望をいただいていた選択科目の各群 4 科目 8 単位以上計 24 単位以上の縛りの件や必修科目に協会指定の専任教員を配置する件などの課題を中心に、この度、観光ビジネス実務士資格認定に関する規程及び教育課程ガイドライン等の改善を行いました。従前の規程との主な相違は下記のとおりです。

なお、詳細は、去る 4 月 8 日付（全実協 27 第 1 号）ご案内の会員校教育責任者・連絡責任者等説明会（平成 27 年 6 月 27 日（土）開催予定）においてご説明いたします。多数の皆様のご来場をお待ちしております。

敬具

記

1. 観光ビジネス実務士資格認定に関する規程及び教育課程ガイドラインの一部改正

観光ビジネス実務士はリニューアルの前段階として、平成 28 年度から会員校が実施できるように観光ビジネス実務士資格認定に関する規程及び教育課程ガイドラインを改正しました（別紙資料）。

観光ビジネス実務士資格は、必修科目 3 科目 6 単位以上、選択科目各群 4 科目 8 単位以上計 24 単位以上、合せて 30 単位以上を、必修科目 2 科目 4 単位以上、選択科目次のⅠ、Ⅱ、Ⅲ群からそれぞれの要件（Ⅰ群 4 単位以上、Ⅱ群 4 単位以上）を満たし計 20 単位以上 合せて 24 単位以上としました。

また、協会指定の専任教員の第 4 条は、平成 25 年度に創設された新資格、リニューアル[®]資格にあわせ改正しました。

つきましては、観光ビジネス実務士資格の認定を受けている大学・短期大学におかれましては、平成 27 年度中に教育課程変更認定申請手続きをとられるようお願い申し上げます。

2. 様式 3 S シラバスの変更

入会並びに資格教育課程認定申請手続要項（平成 21 年 3 月 23 日制定）の一部改正をしました（別紙資料）。

シラバスに関しては「学士課程答申」等で提起され、それ以来、年々その内容・程度が進展していることに鑑み、①各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述 ②事前事後学修の内容を具体的に指示 ③成績評価の方法・基準を明示などを記述するよう様式を改正し、資格必修科目のシラバスと様式名称を改めました。平成 28 年度以降の申請手続きは必ずこの様式により作成くださいますようお願い申し上げます。

以上